

避難行動要支援者支援事業

についてのご案内

所沢市では、平成19年度から「災害時要援護者支援事業」により災害発生時等の支援体制の構築を進めて参りましたが、東日本大震災などの教訓から災害対策基本法が改正され、災害発生時等に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を作成することが全市町村に義務付けられました。

これを受けて、平成29年度より「災害時要援護者支援事業」から「避難行動要支援者支援事業」に移行し、避難支援体制の強化を図ります。

1. 何が変わったの？

災害時要援護者支援事業では登録申請をした方だけを対象として名簿を作成し、地域の支援者への配布を行ってきました。

避難行動要支援者支援事業では所沢市が定めた要件に該当する全ての方が名簿に登録されます。登録されたすべての方に対し、平常時からの名簿の配布について意向確認を行い、本人の同意が得られた場合に、地域の支援者へ名簿の配布を実施します。

2. 対象者の要件は？

所沢市では生活の基盤が自宅にある方のうち、下記のいずれかの要件に該当する方を避難行動要支援者として定めています。

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する者
(内部障害のみで該当する者は除く)
- ③療育手帳A・Aを所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の者
- ⑤障害支援区分3以上の認定を受けている難病患者
- ⑥上記以外で登録を希望する者
(例:高齢者のみの世帯、乳幼児、妊娠婦、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人等)

※社会福祉施設入所者、長期入院者、DV支援措置等されている方は対象外となります

3. 登録の方法は？

(1) 上記①～⑤に該当する方(名簿への登録は市が行います)

⇒市役所から「個人情報提供に関する同意書兼個別避難計画記入用紙」を郵送しますので、必要事項を記載のうえ、同封の返信用封筒で市役所に返送してください。

※同意書は平常時から名簿を配布することについての意向確認のためのものです

(2) 上記⑥(①～⑤以外)で登録を希望される方(登録には申請が必要です)

⇒同意書兼個別避難計画をご提出いただくことで登録が可能です。

※同意書兼個別避難計画記入用紙は危機管理室へご連絡いただいた場合、郵送にて送付いたします。

所沢市役所高層棟4階危機管理室でも記入用紙をお渡ししています。

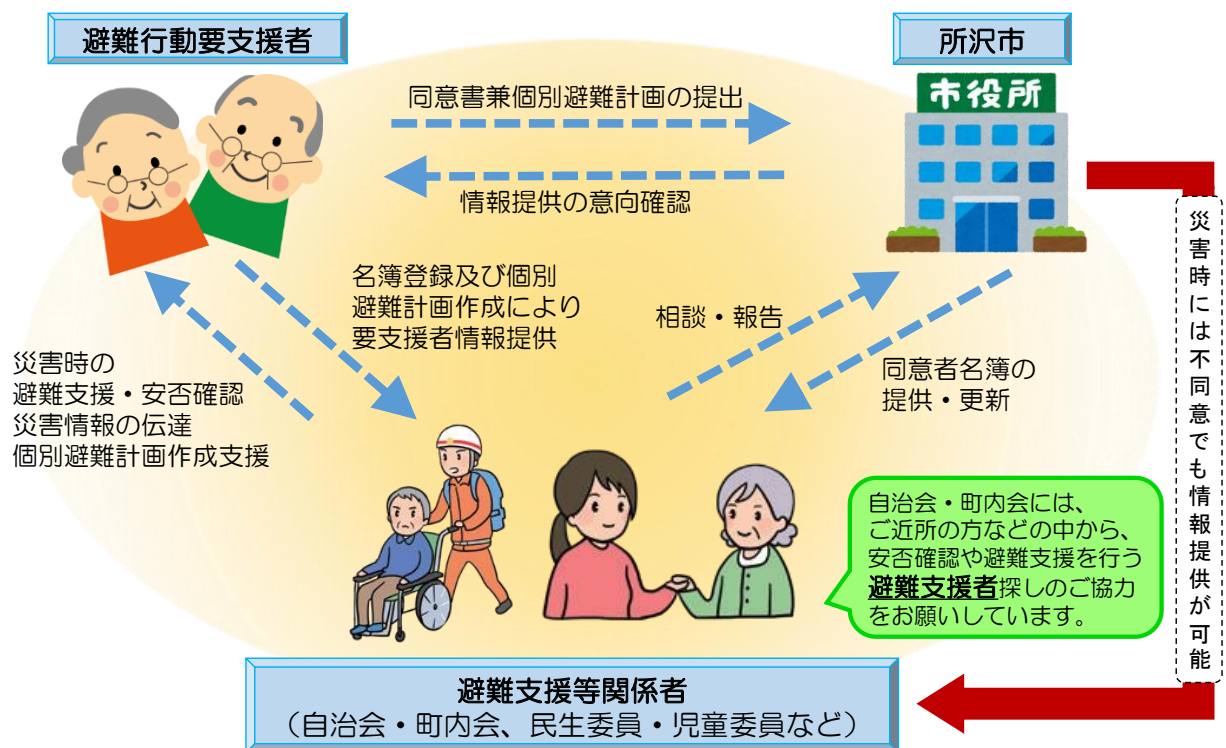
4. 名簿の内容は？

市で把握している住民基本台帳や要介護状態区分、障害支援区分、対象者本人（またはその代理人）から届け出られた情報をもとに名簿を作成します。

- ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号
- ・避難支援者を必要とする事由（障害の等級、要介護度など）
- ・本人の連絡先・緊急連絡先・避難時に配慮しなくてはならない事項 など

5. どうやって活用するの？

平常時からの名簿情報の提供に同意をいただいた方及び同意書兼個別避難計画をご提出いただいた方については、自治会・町内会、民生委員などの避難支援等関係者に名簿情報を事前に提供し、災害時に備えて避難支援体制の構築に活用します。



災害発生時等には人命の保護を最優先とするため、同意の有無に係らず個人情報を提供する場合があります。

6. ご注意いただきたいこと

- ・支援者自身やそのご家族が被災した場合や、危険が及ぶおそれのある場合など支援が困難な場合には、避難支援が実施されないことがあります。
- ・登録をすることで災害時の避難支援が受けられることを保証するものでなく、また避難支援者が避難支援の実施について法的な義務や責任を負うものではありません。

お問い合わせは・・・所沢市危機管理室まで

電話：2998-9399(直通) / FAX：2998-9042